Ⅱ　損益外減価償却相当額			3,617,415,405
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			795,365
Ⅳ　引当外賞与見積額			－674,440
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			－97,397,798
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		135,071,734	
政府出資等の機会費用		787,161,273	922,233,007
Ⅶ　行政サービス実施コスト			12,222,690,963

（注記）

・引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員にかかる者が10名、－443,584円が含まれております。

・国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用については、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年１月７日付大蔵省管財局長通知蔵管第１号）及び堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年５月29日付条例第36号）により計算しております。

・政府出資等の機会費用の計算利率については、10年もの長期国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％としております。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		224,684,017
当期総利益	224,684,017	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	138,055,002	
独立行政法人通則法第44条第３項により主務大臣の承認を受けた額		
業務拡充積立金	86,629,015	224,684,017

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

人件費のうちの役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）及び減価償却費については、業務の実施が運営費交付金と期間的に対応しているため期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

人件費のうちの退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

財務費用、その他計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～58年
構築物	２年～63年
機械・装置	２年～17年
車両・運搬具	２年～７年
工具・器具・備品	２年～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額しております。

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。なお、機構内利用のソフトウエアについては、機構内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

運営費交付金による財源措置のない有期雇用職員（アソシエイトフェロー）の退職給付に備えるため、当事業年度末にかかる自己都合要支給額を計上しております。

その他の役職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品等・・・最終仕入原価法を採用しております。

６．収蔵品の評価方法

国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については取得時の価額をもって評価しております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年１月７日付大蔵省管財局長通知蔵管第１号）及び堺市行政財産の目的外使用に関する条例(昭和39年５月29日付条例第36号)により計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考にして0.395％で計算しております。

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。